

求職者等に対するセクシュアルハラスメント 防止に関する基本方針

公益社団法人群馬県医師会 群馬リハビリテーション病院（以下「当院」という）は、求職活動やインターンシップ等に参加される求職者等へのセクシュアルハラスメントは、個人の尊厳を深く傷つけ、求職活動の機会を奪う決して許されない行為であると考え、求職者等に対する一切のセクシュアルハラスメントの発生防止と、被害者の保護に全力で取り組むため「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針」をここに定めます。

1. 目的及び基本方針

当院は、採用選考活動、就職説明会、インターンシップ、教育実習、看護実習等（SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものを含む）（以下「求職活動等」という）に参加する求職者、応募者及び学生等（以下「求職者等」という）の尊厳を傷つけ、求職活動等への参加環境を害するセクシュアルハラスメント行為を一切許容しません。当院は、求職者等が安心して求職活動等に参加できるよう、本方針を定め、セクシュアルハラスメントの防止及び排除に努めます。

2. セクシュアルハラスメントの定義

本方針においては以下の通り定義します。

職場（求職活動等が行われる場所を含む）において行われる、相手方の意に反する「性的な言動」により、求職者等の求職活動等の遂行に重大な悪影響を与えること、又はその参加環境を害することをいいます。

性的な言動には、性的な冗談、不必要な身体への接触、性的な事実関係の質問、交際への執拗な要求などが含まれます。これらは異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。

3. 禁止行為

当院の管理者、職員その他当院の業務に従事する者は、求職者等に対し、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- 性的な冗談、からかい、質問等を行うこと。
- わいせつな図画、写真、文書等を閲覧させ、又は掲示すること。
- 不必要に身体に接触すること。
- 性的な関係を強要すること。
- その他、求職者等に不快感を与える性的な言動全般。

4. 相談窓口

求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談及び苦情を受け付けるため、求職活動等の相談窓口を設置しています。

相談窓口 事務長 （TEL 0279-66-2121）

相談や苦情が寄せられた場合は、迅速かつ適切に対応し、プライバシーの保護に配慮のうえ調査を実施します。

5. 措置及び事後対応

- 調査の結果、セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合、当院は行為者に対して就業規則等に基づき厳正な処分を行います。
- 被害を受けた求職者等に対して適切な配慮と被害回復のための措置を講じます。
- 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます
- 職員が事実確認の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱をしません。
- 再発防止に向けた措置を講じます。

6. 求職活動等に関するルール

- 求職者等への連絡手段は業務用の電話又はメールで行い、個人の SNS 等での連絡を禁止します。
- 採用選考活動は院内の指定されたスペースにて実施することとし、あらかじめ求職者等に実施時間及び場所を通知します。
- 採用選考活動における面接試験は一對一とせず、複数人で実施します。
- その他、セクシュアルハラスメントの発生防止のための措置を講じます。

7. 周知徹底

本方針は、当院の管理者及び全職員に周知徹底させるものとします。また、求職者等に対しても、当院のウェブサイトへの掲載や企業説明会時の配布等により広く周知します。